

西原町墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則が平成30年4月1日に改正され、第6条（設置場所の基準）について以下の点が変更されました。

別表第1墓地の項を次のように改める。

墓地	<ol style="list-style-type: none">1 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、条例第6条の許可又は変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。2 墓地の区域の境界線と国道、県道その他主要道路及び河川又は湖沼までの水平距離が、30m以上離れていること。3 墓地の区域の境界線と公園、学校、保育所、病院、診療所その他公共施設又は住宅の敷地までの水平距離が、100m以上離れていること。4 飲料水の水源を汚染するおそれのない場所であること。5 30メートル以内に墓地があること。(個人)6 個人が設置する墓地の敷地については、墓地の設置を目的として分譲された土地(墓地以外の用途を目的として分譲された土地であっても、その用途を墓地に変更しようとする土地を含む。)でないこと。
----	---

別表第1納骨堂の項中「宗教法人法」の次に「(昭和26年法律第126号)」を加える。

別表第2墓地の項中「西原町墓地開発に関する指導要綱」の次に「(平成2年西原町要綱第6号)」を加え、同表納骨堂の項中「昭和25年法律201号」を「昭和25年法律第201号」に改める。

様式第2号及び様式第3号中

「

西原町長 殿

申請者 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) を
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

」

「

年 月 日

西原町長 殿

申請者 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) に改める。
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名) ㊟

」

様式第12号、様式第13号及び様式第18号中

「

届出者 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) を
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

」

「

届出者 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) に改める。
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名) ㊟

」

様式第20号中

「

西原町長 殿

届出者 住所 を
氏名

」

「

年 月 日

西原町長 殿

届出者 住所 に改める。
氏名 ㊟

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の西原町墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の規定によりされている墓地等の経営の許可の申請、許可等は、この規則による改正後の西原町墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の相当規定によってされたものとみなす。